別記1の3 認証基準(米)

管理点	No.	レベル	適合基準	
1 管理全般(農場経営	1 管理全般 (農場経営管理を含む)			
農業生産工程管理(GAP)に取り組んでいる	1. 1	必須	継続的な改善活動(栽培計画を策定し、点検項目を確認して農作業を行い、取組みを記録・保管し、自己点検及び団体による点検を受けて次作に向けた改善点を見出す)によるGAPを実践している。	
	1. 2	重要	集荷団体や部会等が開催する農産物の安全性確保や、GAPに関する 研修会等に参加している。	
登録種苗の適正な使用 を行っている	2. 1	重要	農業者自らが開発した技術・ノウハウ(知的財産)を保護・活用している。	
	2. 2	必須	権利が保護されている種苗(種子、苗)を育成者の許可なく増殖したり、生産者等に種苗として販売を行わない。【法令上の義務】	
農産物の生産に関する 伝票、領収書等を保管 している	3. 1	必須	種子、苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票を取引先等に対応できるように一定期間保管している。	
	3. 2	必須	農産物の出荷記録をつけるとともに、3年間は出荷伝票を保管している。	
栽培情報・生産資材の 使用履歴を記帳してい	4. 1	重要	ほ場情報(マップ、ほ場一覧表)を記録、保管している。	
3	4.2	必須	栽培履歴、農薬・肥料の使用履歴を記帳している。また、資材の消毒 や施設・機器の保守管理の記録についても保存している。	
帳簿類を整備している	5. 1	必須	農薬・肥料の在庫台帳など帳簿類を整備し、取引先等に対応できるように一定期間保管している。	
	5. 2	必須	米穀等の取引記録の作成・保存、産地情報の伝達を行っている。【法 令上の義務】	
GAPの取組みについて外部委託先と合意している	6. 1	必須	播種、防除、施肥、収穫、乾燥調製、運送等を外部の事業者に委託する場合、契約文書等により農場のGAPの取組みに従うことの合意を得ている。	
	6. 2	重要	外部委託先に対し、GAPの取組みに適合しているかどうか年1回以 上点検し、その記録を残している。	
2 食品安全				
農産物取扱い工程の明 確化とリスク評価を 行っている	7. 1	必須	農産物・品目ごとに作業工程、各工程で使用する資源(水、資材、機械・設備・車両等)を明らかにした農産物取扱い工程を文書化している。	
	7. 2	必須	農産物取扱い工程について、食品安全に係る危害要因を特定し、その リスク評価を年1回以上行っている。	

管理点	No.	レベル	適合基準
ほ場の安全性を確認し ている	8. 1	必須	過去のカドミウムの分析等の情報をふまえ、必要な場合に対策を実施 している。
	8.2	必須	ほ場の周辺環境(水、土壌)からの汚染のおそれがないことを確認し ている。
肥料等の安全性を確認している	9	必須	放射性物質の確認が必要な肥料等について、含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。また、行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因が無いことを確認している。
肥料の保管管理を適切 に行っている	10	重要	肥料等の保管場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分されてい る。
肥料を適切に使用している	11	重要	公定規格に合格し、成分保証された肥料を適切に使用している。
農薬の保管管理を適切 に行っている	12. 1	必須	農薬は専用の場所で保管している。また、開封した農薬の保管は、こ ぼれたり、他の農薬容器に付着しないよう管理している。
	12. 2	重要	農薬の保管場所や調合場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分けされている。
農薬は適切に使用して いる	13. 1	必須	無登録農薬は使用せず、農水省登録のある農薬を使用している。【法令上の義務】
	13. 2	必須	防除計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、農薬ラベルの記載事項を事前に確認してから散布している。特に、使用基準(適用作物、使用回数、使用時期、希釈倍数または使用量)は厳守している。 【法令上の義務】
	13. 3	必須	防除の作業者と農薬の責任者が異なる場合は、責任者の指示により防 除を行う。
	13. 4	必須	農薬の責任者は出荷前に防除実績を確認し、誤った使用がないか点検 する。
残留農薬のおそれがない農産物を生産・出荷 している	14. 1	重要	前作で土壌に散布した農薬を把握しており、当該作付け作物に対する 残留リスクがないことを確認している。
	14. 2	重要	防除器具(タンク、ノズル、ホース含む)が洗浄され、前回散布の農 薬が残っていない。
	14. 3	必須	収穫する作物について、ほ場外からのドリフトに注意している。
	14. 4	重要	所属する集荷団体は残留農薬の分析を実施している。

管理点	No.	レベル	適合基準
収穫物を衛生的に取り 扱っている	15. 1	必須	収穫後の保管施設において、ねずみ等が侵入することがないよう措置 を講じている。 また、機械油等の汚染物質や、金属片等の異物が付着・混入すること がないよう措置を講じている。【法令上の義務】
	15. 2	必須	適切な施設で保管を行っている。 1 倉庫内における適切な温度・湿度管理 2 掃除を適宜・適時実施しており、清潔である。【法令上の義務】
異品種混入防止対策を 講じている	16. 1	必須	農作業開始時からの各工程において異品種や他の穀物等が混入することがないよう必要な措置を講じている。
	16. 2	必須	収穫時に異品種が混入しないよう必要な措置を講じている。
作業者からの汚染防止 の措置を講じている	17. 1	必須	全ての作業従事者は以下の際に清潔で衛生的な場所で手洗いを確実に 行っている。 1 原料及び製品取扱い前 2 食事後、トイレ使用後、喫煙後
	17. 2	重要	喫煙・飲食する場所は農産物に影響が無いように対策を講じている。
3 環境保全			
農薬による水質汚染を 防いでいる	18	必須	農薬の使用残がでないように必要な量だけを秤量・調製するととも に、周辺の水路や河川に流入しないよう措置を講じている。
農薬のドリフト防止対 策を行っている	19. 1	必須	近隣の住宅地、通学路、学校に農薬散布の悪影響がないよう配慮した 防除を行っている。【法令上の義務】
	19. 2	重要	ドリフト防止の基本対策(山形県病害虫防除基準や J A等の指導資料等)を講じている。
化学農薬に過度に依存 しない防除法を実践し ている	20. 1	必須	県やJA等で作成する防除暦や発生予察情報等を活用し、適切な防除計画を立てている。
	20. 2	必須	発生予察情報やほ場の観察により、防除要否や防除時期を判断している。
	20. 3	重要	病害虫や雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。また、化学合成農薬の代替として、物理的防除、生物的防除等の技術を組み合わせたIPMの導入に努めている。

管理点	No.	レベル	適合基準
周辺環境に配慮した農 業生産活動を実践して いる	21. 1	必須	水田に除草剤を散布する場合、止水期間7日以上を厳守して周辺水系を 汚染することがないよう努めている。
	21. 2	重要	代かき後すぐの排水を行わないなど濁水流出防止に努めている。
	21.3	重要	農薬を散布する際は、周辺環境に配慮するよう適切な薬剤選択と散布 量で防除を実施している。
	21. 4	重要	未熟堆肥や家畜糞尿等の不適切な施用や保管による周辺環境の汚染が ないようにしている。
	21.5	必須	農薬袋、マルチ等の廃プラスチックは、JA等で行う回収を通じて適 正に廃棄している。【法令上の義務】
	21.6	必須	不適切な屋外燃焼行為により周辺へ悪影響を及ぼさないようにしている。【法令上の義務】
	21.7	重要	作物残さについては、堆肥化などリサイクルに努め、廃棄物の削減を 図っている。
	21.8	重要	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水やそれに含まれる泥、作物残 さ、掃除ごみ等を管理している。
	21.9	重要	周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮している。
	21. 10	重要	降雨や強風によって土壌が流亡するおそれがある場合は、対策を実施 している。
環境に配慮した農業を 実践している	22. 1	必須	効率的に肥料・堆肥等を施用するための施肥設計を行っている(また は、JA等の指導を受けている)。
	22. 2	重要	堆肥等の有機物等による土づくりを行っている。また、堆肥は、適切 に堆肥化されたものを使用している。
4 労働安全			
労働安全のリスク評価 を行っている	23	必須	農産物取扱工程において、ほ場、作業道、農産物取扱施設及びその敷 地等における危険な場所、危険な作業を特定し、そのリスク評価を年1 回以上行っている。
適切な服装及び保護具 を着用している	24. 1	重要	衣類や手足などが機械に巻き込まれないよう、作業に適した服装や靴 を着用している。
	24. 2	必須	農薬散布等の作業において、農薬の容器等の表示内容を確認し、適切 な保護衣や保護具(防護マスク、メガネ、長靴、手袋)を着用してい る。

管理点	No.	レベル	適合基準	
事故防止のための作業 環境整備及び機械作業 時の安全対策を講じて いる	25. 1	必須	機械類の定期点検・整備を実施するとともに、使用前の試運転や使用 後の清掃・整備等を実施している。また、機械類は取扱説明書に従っ て適正使用し、適切に保管している。【法令上の義務を含む】	
	25. 2	必須	燃料は、危険物表示があり火気がなく、通常部外者が立ち入らず、漏れた場合でも河川に流入しない場所に保管している。【法令上の義務を含む】	
	25. 3	重要	乾燥調製施設の場合、施設の管理者と作業者との責任分担を明確に し、事故等の発生を防止する。	
	25. 4	必須	資格を必要とする作業等には、未資格者は従事させない。危険を伴う 作業には、未熟な作業者等は従事させないようにする。	
	25. 5	必須	資格を必要とする作業や、危険を伴う作業等に必要な力量を身につけるため、作業者に教育訓練を実施している。	
事故時・事故後の備えを整えている	26. 1	重要	農作業中の事故の際に応急措置ができるよう、清潔な水、救急箱を備 え付けている。また、緊急時の連絡体制を整え、病院等の連絡先がわ かるよう掲示している。	
	26. 2	重要	万が一の事故に備え、労災保険や傷害共済などに加入している。【法 令上の義務を含む】	
5 人権保護				
労働条件を遵守している	27	必須	労働者を雇用する場合、労働条件を遵守し、「労働者名簿」、「賃金 台帳」、「出勤簿」を整備している。【法令上の義務】	
雇用や待遇で差別をしていない	28	必須	労働者の雇用や待遇に関し、人種、民族、国籍、宗教、性別によって 差別をしない。	
外国人技能実習生など に快適な住環境を提供 している	29	必須	外国人技能実習生など、外国人雇用がある場合、住環境の提供や労働 条件について適切に行っている。	
労働者とコミュニケー ションをとっている	30	重要	使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意 見交換を年1回以上実施し、内容を記録している。	

管理点	No.	レベル	適合基準	
6 個別項目(特定米索	6 個別項目 (特定米穀の保管・処理、エネルギー節減、鳥獣害対策)			
特定の米穀の適正な保 管・処理を行っている	31. 1	必須	用途限定米穀、食用不適米穀については、区分管理や票せんによる用途の掲示を行う等、適切に保管している。【法令上の義務】	
	31. 2		用途限定米穀、食用不適米穀については、転用防止対策の実施や廃棄 又は食用に供しない物資の加工・製造用途に使用する等、適切に販 売・処分している。【法令上の義務】	
エネルギーの節減対策 を実施している	32	重要	施設・機械等の使用において、不必要・非効率なエネルギー消費の節 減に努めている。	
鳥獣被害対策を実施し ている	33	重要	鳥獣を引き寄せない取組み等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実 施している。	